

電気通信事業法第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について

（ 詮問第 3047 号 ）

<目 次>

1 答申書（案）	1
2 審査結果	7
3 申請概要	10

別添

- 交付金の額及び交付方法の認可申請書（写）
- 負担金の額及び徴収方法の認可申請書（写）

平成24年11月27日

総務大臣

樽床 伸二 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 高橋 温

答 申 書 (案)

平成24年10月2日付け諮問第3047号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可」に対して寄せられた意見及びそれらに対する考え方

平成24年11月27日
情報通信行政・郵政行政審議会

1 ユニバーサルサービス制度に基づく負担金・交付金額等の算定方法等について

意見1 今回、認可申請されたユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法等は適切なものと考える。	考え方1
<p>今回、認可申請されたユニバーサルサービス制度に基づく適格事業者に対する交付金額及び交付方法、負担事業者に対する負担金額及び徴収方法は、省令の規定に基づいて適切に算定されたものと理解しています。また、今回の番号単価は、本年7月27日の総務省告示第288号による改定を踏まえ、適用期間が固定化されたことで利用者にとってのわかりやすさが確保され、算定に用いる番号数についても「算定期点での最新の実績数」から「番号数の増分を反映した予測数」としたことによって精緻化が図られたものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p>	<p><input type="radio"/> 賛同の御意見として承る。</p>

2 ユニバーサルサービス制度の在り方等について

意見2 東日本大震災クラスの震災でも通話が確保されるよう、交付金の額の算出式に災害発生確率分を上乗せする等のことが望ましいと思われる。	考え方2
<p>ユニバーサルサービスの定義を、国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきサービスとしている以上、どんな時でも国民に提供されるサービスであり、震災や自然災害、人的災害も含めて、ユニバーサルサービスに該当する電話が繋がらないことがあってはならない。以上のことを考えると、東日本大震災クラスの震災でも通話の確保が求められるため、算出式に災害発生確率分を上乗せするか、もしくはユニバーサルサービス基本料金を設定して、施設を守る資金のプールをすることが望ましいと思われる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p><input type="radio"/> ユニバーサルサービス制度に基づく交付金は、電気通信事業法第107条により、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の収益の額を上回る場合の当該上回る額の一部に充てるものとされていることから、その算定に当たって、災害発生確率分の上乗せ、施設を守る資金のプール等の措置は行われない。</p> <p><input type="radio"/> しかしながら、今回諮問された交付金の額の算定においては、東日本大震災によるNTT東日本の災害特別損失等のうち基礎的電気通信役務に関連する除却損、復旧・点検に係る費用等が加味されており、東日本大震災により生じた費用について一定の考慮がされて</p>

	いる。
意見3 無線通信技術が普及した現在、ユニバーサルサービスは不要と考える。	考え方3
<p>無線通信技術が普及した現在、ユニバーサルサービスは不要ではないでしょうか 【個人】</p>	<p>○ 電気通信事業法では、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきサービスをユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)とし、当該サービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、その業務区域における役務の提供義務、交付金・負担金の制度(いわゆるユニバーサルサービス制度)等の規律を課している。こうした規律の必要性は、ユニバーサルサービスの重要性からみて、特定の技術の普及度合いにかかわらず、変わるものではない。</p> <p>無線通信技術を用いる携帯電話サービスについては、「加入電話と比較すると料金が高く、依然、利用できない地域も残っていること、利用実態についても世代間、地域間でばらつきがみられることから、ユニバーサルサービスとすることについては、引き続き、普及状況や利用実態を踏まえ慎重に検討していく必要がある」(平成 22 年 12 月 14 日情報通信審議会答申)とされ、ユニバーサルサービスに該当するものとはされていない。</p> <p>以上のことから、ユニバーサルサービスの提供に対して一定の規律を課し、その対象を加入電話等とする現在の仕組みは、引き続き必要であると考える。</p>

3 NTT東西の経営効率化について

意見4 NTT東西は、基礎的電気通信役務の提供に係る効率化について、詳細な説明を実施すべき。	考え方4
--	------

<p>現行のユニバーサルサービス制度の枠組みにおいて、適格電気通信事業者として交付金を受ける東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿は、基礎的電気通信役務の提供に係る効率化について、費用項目の細分化を図るなど、第三者が効率化の是非を判断しうる詳細な説明を実施すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度におけるNTT東西の経営効率化の実績及び検証結果については、NTT東西に対して経営効率化の実績の総務省への報告を求め、総務省に対してその十分な検証を求めた平成 18 年 11 月 21 日の情報通信審議会の答申に基づき、本年 10 月 2 日の当審議会において総務省から設備利用部門の費用に関する情報も含めた報告を受けたところであり、こうした取組が引き続き行われることが適当である。 ○ NTT 東西においては、これまででもユニバーサルサービスの提供に係る情報の公開に取り組んできているところであるが、こうした意見にも留意して、引き続き透明性の向上に努めていくことが望まれる。
---	---

4 PSTN から IP 網への移行の進展を考慮したユニバーサルサービス制度の運用について

<p>意見5 PSTN 接続料において長期増分費用方式について PSTN から IP 網への移行の進展を考慮した補正が行われることになったところ、ユニバーサルサービス制度についても、環境変化に即した対策を検討すべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>今後、PSTN から IP 網へのマイグレーションが加速化するにあたり、旧来の PSTN を利用したサービスやユニバーサルサービスに係る負担額等が上昇していくことが想定され、こうした移行期の負担額等をいかに削減するかが課題となります。PSTN 接続料については、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方」を踏まえ、長期増分費用方式(LRIC)の第 6 次モデルにおいて PSTN から IP 網への移行の進展を考慮した補正が行われることになったところですが、ユニバーサルサービス制度についても、環境変化に即した対策を検討すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度に対する参考の御意見として承る。 ○ なお、ユニバーサルサービス制度についても、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方」を踏まえ、本年 10 月 26 日に、当審議会に対し、平成 26 年度認可分以降の交付金の算定に長期増分費用方式の第六次モデルを適用するための基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の改正が諮問されているところである。
<p>意見6 接続料の算定においてIP-LRIC モデル採用の可能性があることを踏まえ、ユニバーサルサービス制度における同モデルの適用を検討することも必要。</p>	<p>考え方6</p>

<p>また、今後のユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び負担金の額の算定等について、長期増分費用モデル研究会で次期 LRIC モデルの検討が見込まれており、IP-LRIC モデル採用の可能性もあるため、ユニバーサルサービス制度における適用を検討していくことも必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度に対する参考の御意見として承る。 ○ なお、長期増分費用方式におけるIP-LRICモデルの導入の可能性については、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方」(平成 24 年 9 月 25 日 情報通信審議会答申)において、諸外国における動向やIP網に関する技術動向等を注視しつつ、実際のネットワークにおける具体的なIP網への移行計画や移行状況等を適切に把握した上で、今後、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があるものとされているところである。
--	---

審査結果

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「算定規則」という。）並びに電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適當と認められる。

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可に係る審査

審査事項	審査結果	理由
1 交付金の額が算定規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであること。（審査基準第 24 条(1)）	適	<p>各適格電気通信事業者に対する交付金の額は計算式によって示されているが、これは算定規則第 5 条の規定において、各適格電気通信事業者に対する交付金の額については、各適格電気通信事業者に係る補填対象額から算定自己負担額を控除した額とされているところ、当該算定自己負担額は算定規則第 27 条第 1 項及び第 2 項において、認可後に総務大臣が通知する各月末の算定対象電気通信番号の数を踏まえて算定することと定められていることに起因するものであることから、当該規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p> <p>申請に係る計算の方法については、算定規則第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に照らし妥当なものであると認められる。</p> <p>申請に係る計算式に代入される NTT 東日本及び NTT 西日本の補填対象額の算定において、NTT 東日本における東日本大震災に起因する災害特別損失等のうち基礎的電気通信役務に関連する除却損、復旧・点検に係る費用等を考慮した原価が用いられていることについては、災害特別損失等のうち当該役務に関連するものは電気通信役務の提供のための営業費用と同一の性質を有すること、当該役務に関連する費用の算定は適切に行われていること等から、妥当なものであると認められる。</p> <p>また、当該計算式により算出される各適格電気通信事業者に対する交付金の額については、平成 23 年度の基礎的電気通信役務収支の赤字額を下回ることから、算定規則第 5 条第 3 項の規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p>
2 交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 24 条(2)）	適	<p>交付金を交付するに当たって、申請者は、前年度の最終算定月の 3箇月後から最終算定月の 3箇月後までの間、毎月徴収した負担金の額を踏まえて毎月の交付金額を算定し、各適格電気通信事業者に対して、通知することとしている。</p> <p>交付時期については、当該通知日の属する月の翌月までとし、各適格電気通信事業者に対する交付金の交付手段については、銀行</p>

		<p>振込によることとしている。</p> <p>なお、負担金の納付に係る銀行口座については、決済性預金口座とし、振込先の限定及び振込手続きに係るシステム操作の認証強化等の措置を講じる旨申請書に記載している。</p> <p>以上を踏まえて、交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付手段が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。（審査基準第24条(3)）	適	<p>本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。</p>

法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査

審査事項	結果	事由
1 負担金の額が算定規則第27条の規定に照らし、妥当なものであること。（審査基準第25条(1)）	適	<p>負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額は、適格電気通信事業者ごとに計算式によって示されているが、これは算定規則第27条第1項及び第2項において、負担金の額については、認可後に総務大臣が通知する各月末の算定対象電気通信番号の数を踏まえて算定することとされていることに起因するものであることから、当該規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p> <p>申請に係る計算の方法については、算定規則第27条の規定に照らし妥当なものであると認められる。</p> <p>申請に係る計算式に代入されるNTT東日本及びNTT西日本の補填対象額の算定において、NTT東日本における東日本大震災に起因する災害特別損失等のうち基礎的電気通信役務に関連する除却損、復旧・点検に係る費用等を考慮した原価が用いられていることについては、災害特別損失等のうち当該役務に関連するものは電気通信役務の提供のための営業費用と同一の性質を有すること、当該役務に関連する費用の算定は適切に行われていること等から、妥当なものであると認められる。</p>
2 負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第25条(2)）	適	<p>負担金を納付すべき接続電気通信事業者等の負担金の額は、平成25年1月から最終算定期（平成25年12月予定）までの各月末の算定対象電気通信番号の数を前提としている。</p> <p>そのため、申請者は、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第9条に基づく各月末の電気通信番号数の報告期限（翌々月の二十日）を踏まえて、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対して、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定期の翌月から最終算定期</p>

		<p>月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月通知することとし、当該負担金の納付期限を毎月の番号数報告期限の翌月の 25 日までと申請書に記載している。</p> <p>また、負担金の納付手段については、申請書上、銀行振込により行うこととし、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対して、負担金を納付する口座名義・口座番号を通知することとしている。</p> <p>なお、負担金の納付に係る銀行口座については、決済性預金口座とし、振込先の限定及び振込手続に係るシステム操作の認証強化等の措置を講じる旨申請書に記載している。</p> <p>以上を踏まえて、負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付手段が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。（審査基準第 25 条(3)）	適	本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。

I 申請概要

1 申請者

基礎的電気通信役務支援機関　社団法人電気通信事業者協会(会長　田中　孝司)
(以下「支援機関」という。)

2 申請年月日

平成24年9月21日（金）

3 概要

支援機関が

- (1) 電気通信事業法（以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づき、適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対する交付金の額及び交付方法の認可
 - (2) 法第110条第2項の規定に基づき、負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法の認可
- を受けようとするもの。

II ユニバーサルサービス制度の概要

1 ユニバーサルサービスとは

国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきサービス（法第7条、電気通信事業法施行規則第14条）

(1) 加入電話又は加入電話に相当する光IP電話

加入者回線アクセス（基本料）

【加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線について、長期増分費用モデルで算出した回線費用と「全国平均費用+標準偏差の2倍」の差額】

※加入電話に相当する光IP電話については、補填対象額の算定の対象外

(2) 第一種公衆電話

戸外における最低限の通信手段を確保する観点から市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台の基準により設置される公衆電話

【「原価-収益」の收支差額】

(3) 緊急通報（警察110番、海上保安庁118番、消防119番）

・加入電話又は加入電話に相当する光IP電話から発信されるもの

【加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線に対応した緊急通報繋ぎ込み回線に係る原価】

※加入電話に相当する光IP電話については、補填対象額の算定の対象外

・第一種公衆電話から発信されるもの

【「原価-収益」の收支差額】

2 申請に関する項目

(1) 負担金

① 負担金の額

ア 負担金に関連する費用

(i) 補填対象額

・ NTT東日本及びNTT西日本（以下「NTT東西」という。）の加入者回線アクセス、第一種公衆電話、緊急通報について、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第5条第1項等で定められた方法により算定された額。

(ii) 支援業務費

・ 支援機関が負担金の徴収、交付金の交付等のために要する費用。

イ 番号単価

- ・ 補填対象額に支援業務費を加算し予測前年度過不足額を減算した額を、負担事業者の予測算定対象電気通信番号の総数で除し、端数処理（整数未満四捨五入）を行い、月当たりの額（＝合算番号単価）を算出。その上で、合算番号単価をNTT東西各々の補填対象額の割合で案分して得られた額。

ウ 負担事業者

- ・ 前年度の電気通信事業収益が10億円を超え、かつ、総務大臣から指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者。

エ 負担金の額

- ・ 番号単価に毎月の各負担事業者の稼働電気通信番号数を乗じて算出した額等。

② 徴収方法

- ・ 支援機関が、負担事業者から負担金を徴収する方法（負担事業者から支援機関に対する納付手段（銀行振込）、納付期限等）。

(2) 交付金

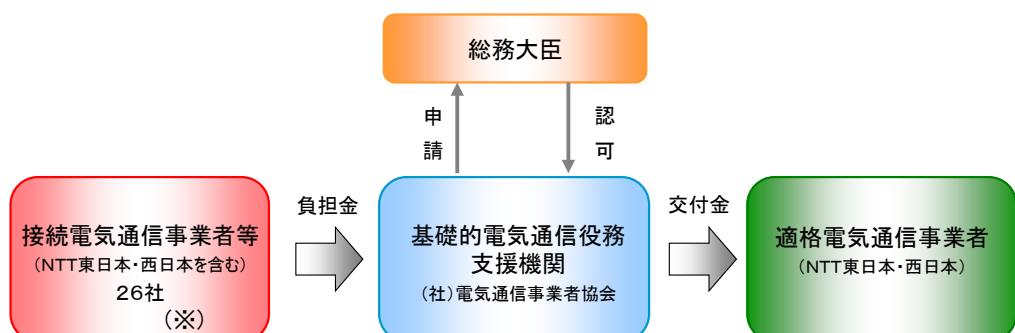
① 交付金の額

- ・ 補填対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除して得られた額。

② 交付方法

- ・ 支援機関が、適格電気通信事業者に交付金を交付する方法（交付手段（銀行振込）、交付期限等）。

【参考】本制度における交付金・負担金の流れ



III 負担金の額及び徴収方法

1 負担金の額

(1) 補填対象額

	N T T 東日本 ※	N T T 西日本	N T T 東西合計
加入電話に係る加入者回線 (基本料)	2,346,121,668 円	1,157,163,796 円	3,503,285,464 円
加入電話に係る緊急通報	17,955,488 円	22,376,616 円	40,332,104 円
第一種公衆電話に係るもの	1,954,922,342 円	1,864,687,246 円	3,819,609,588 円
合 計	4,318,999,498 円	3,044,227,658 円	7,363,227,156 円

※ 東日本大震災による災害特別損失等のうち基礎的電気通信役務に係る費用の一部を算入した原価を用いて算定している。

このため、算定規則第3条に基づく特別の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

(2) 支援業務費

① 算定方法

支援機関の運営に必要な人員に係る人件費、複写経費・備品借料等に係る物件費等及びユニバーサルサービス制度の周知に必要な新聞広告・パンフレット作成・コールセンター委託等に係る周知費用を合計した当年度費用額から、前年度の次期繰越収支差額を減額して算出。

② 算定結果

区 分	金 額
(ア) 支援機関の運営費用	(a) 人件費
	(b) 物件費等
	(c) 小計
(イ) 周知費用	(a) 新聞広告・パンフレット作成費等
	(b) コールセンター委託費
	(c) 小計
(ウ) 当年度費用額 (= (ア) の (c) と (イ) の (c) の合計)	80,127,000 円

区 分	金 額

(a) 当年度費用額	80,127,000 円
(b) 前年度の次期繰越収支差額	11,650,464 円
(c) 支援業務費 [= (a) - (b)]	68,476,536 円

(3) 番号単価

(N T T 東日本・西日本の補填対象額の合計額

+ 支援業務費 - 予測前年度過不足額)

$$\textcircled{1} \text{ 合算番号単価} = \frac{\text{平成 25 年の予測算定対象電気通信番号の総数}}{\text{平成 25 年の予測算定対象電気通信番号の総数}}$$

$$= \frac{(7,363,227,156 円 + 68,476,536 円 + 159,193,313 円)}{2,613,080,498 番号}$$

$$= 2.904961026\cdots \text{ 円}$$

⇒ 3 円 (整数未満四捨五入)

$$\textcircled{2} \text{ N T T 東日本に係る番号単価} = \text{合算番号単価} \times \frac{\text{N T T 東日本の補填対象額}}{\text{N T T 東日本・西日本の補填対象額の合計額}}$$

$$= 3 \text{ 円} \times \frac{4,318,999,498 \text{ 円}}{7,363,227,156 \text{ 円}}$$

$$= 1.7596901765\cdots \text{ 円}$$

⇒ 1.75969018 円 (小数点以下 8 位未満四捨五入)

$$\textcircled{3} \text{ N T T 西日本に係る番号単価} = \text{合算番号単価} \times \frac{\text{N T T 西日本の補填対象額}}{\text{N T T 東日本・西日本の補填対象額の合計額}}$$

$$= 3 \text{ 円} \times \frac{3,044,227,658 \text{ 円}}{7,363,227,156 \text{ 円}}$$

$$= 1.2403098234\cdots \text{ 円}$$

⇒ 1.24030982 円 (小数点以下 8 位未満四捨五入)

※ 上記番号単価は、平成 25 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成 25 年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(4) 負担事業者

前年度の電気通信事業収益が 10 億円を超え、かつ、総務大臣から指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者。

事業者名（26 社、五十音順）			
1	アイテック阪急阪神（株）	15	（株）ケイ・オプティコム
2	イー・アクセス（株）	16	ソフトバンクテレコム（株）
3	（株） ウィルコム	17	ソフトバンク BB（株）
4	（株） S T N e t	18	ソフトバンクモバイル（株）
5	（株） エヌ・ティ・ティ エムイー	19	中部テレコミュニケーション（株）
6	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）	20	（株） テクノロジーネットワークス
7	（株） エヌ・ティ・ティ・ドコモ	21	東北インテリジェント通信（株）
8	（株） NTT PCコミュニケーションズ	22	西日本電信電話（株）
9	（株） NTT ぷらら	23	東日本電信電話（株）
10	（株） エネルギア・コミュニケーションズ	24	フュージョン・コミュニケーションズ（株）
11	沖縄セルラー電話（株）	25	ベライゾンジャパン合同会社
12	九州通信ネットワーク（株）	26	（株） UCOM
13	KDDI（株）		
14	KVH（株）		

(5) 各接続電気通信事業者等の負担金の額

① NTT東日本に係るもの

接続電気通信事業者等の負担金の額 = (a) + (b) + (c)

(a) 当該接続電気通信事業者等の平成25年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成25年11月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

= NTT東日本に係る番号単価 (1.75969018円/月・番号)

× 当該接続電気通信事業者等の各月末(平成25年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成25年11月予定)の月末)の算定対象電気通信番号の数の合計額

※ 1.75969018円は、平成25年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成25年7月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(b) 当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成25年12月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

= {a} - {b} - {c} - {d} - {e} × ①

NTT東日本の補填対象額+案分した支援業務費

4,318,999,498 + 68,476,536 × 4,318,999,498 ÷ 7,363,227,156

…②

最終算定期前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

接続電気通信事業者等の最終算定期の前月(平成25年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT東日本に係る負担金額の累計額

…③

最終算定期前月までに算定したNTT東日本の「算定自己負担額」の累計額

NTT東日本の最終算定期の前月(平成25年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

…④

「全接続電気通信事業者等の前年度残余額」の総額

接続電気通信事業者等の前年度の最終算定期の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除してもなお残る額の累計額

…⑤

NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額

NTT東日本の前年度の最終算定期の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額からNTT東日本の前年度の最終算定期の算定自己負担額を控除してもなお残る額

…⑥

各事業者の最終算定月の番号数の割合

当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成25年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

- ÷ 最終算定月(平成25年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

…①

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余額 = ⑨ - ⑩

前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額

当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成24年12月予定)の番号単価

- × 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成24年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

…②

前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額

$$6,462,135,001 + 55,869,375 \times 6,462,135,001 \div 11,106,321,510$$

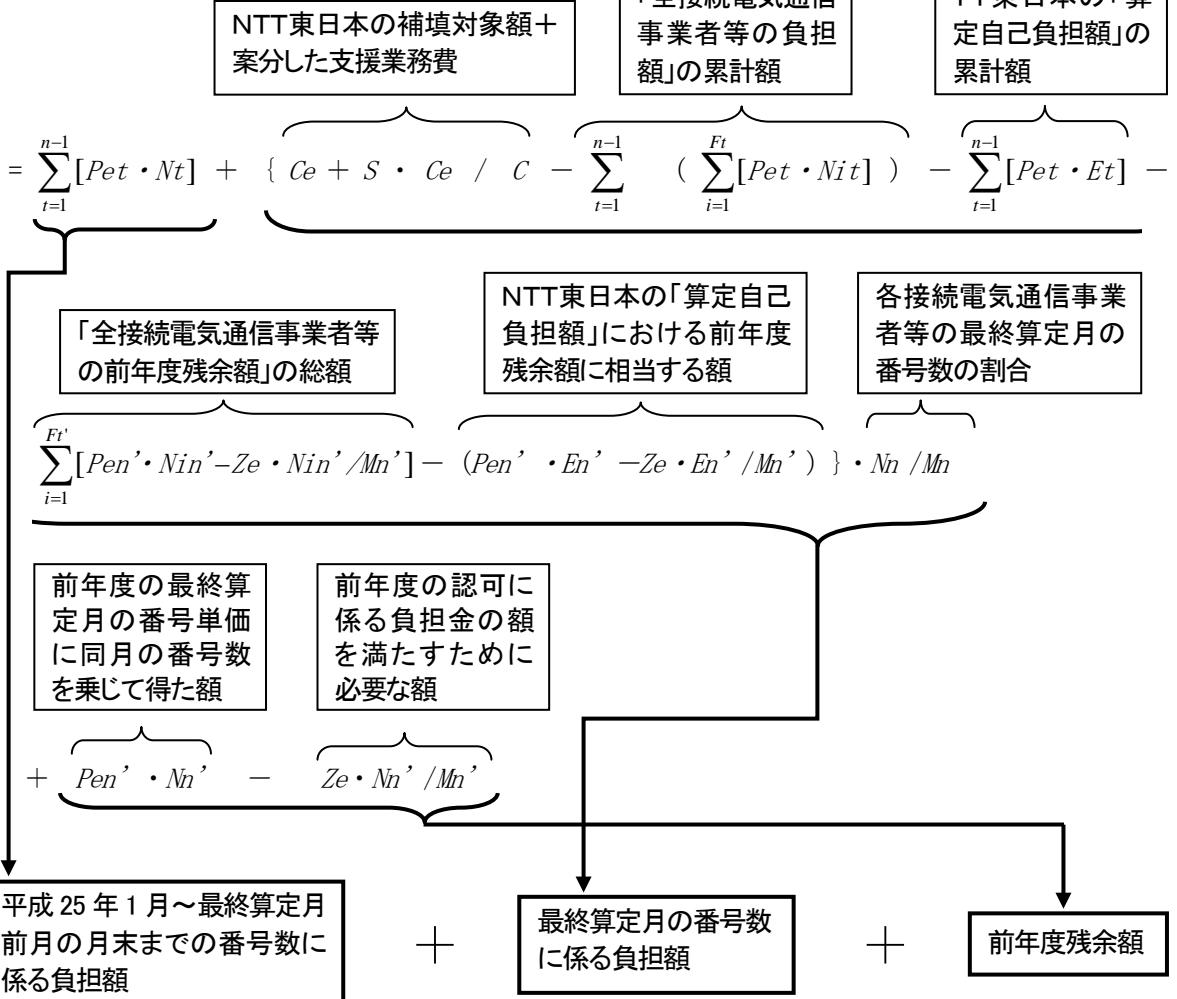
- 接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の前月(平成24年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT東日本に係る負担金額の累計額
- NTT東日本の前年度の最終算定月の前月(平成24年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額
- × 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成24年12月予定)の算定対象電気通信番号の数
- ÷ 前年度の最終算定月(平成24年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

…③

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)

東日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の負担金の額



Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額
[=7,363,227,156 円]

Ceは、東日本電信電話株式会社の補填対象額 [=4,318,999,498 円]

Sは、支援業務費の額 [=68,476,536 円]

nは、最終算定月 [=平成 25 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ]

tは、各月 (平成 25 年 1 月予定～最終算定月)

Etは、t月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nitは、t月におけるi番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
(iは、1～Ftまでの整数值をとる)

Ntは、t月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Ntは、N1t, N2t, …, Nftのうちの対応する値)

N_n は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(N_n は、 N_1n , N_2n , …, $N_{Fn}n$ のうちの対応する値)

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成25年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成25年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1,759,690.18円／月・番号〕
 n' は、前年度の最終算定月〔=平成24年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（平成24年1月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ Nn' は、 N_1n' , N_2n' , …, $N_{Fn}n'$ のうちの対応する値）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔平成24年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は2,909,214.81円／月・番号、平成24年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1,732,781.60円／月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補填対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額〔=11,106,321,510円〕

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補填対象額〔=6,462,135,001円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=55,869,375円〕

② NTT西日本に係るもの

接続電気通信事業者等の負担金の額 = (a) + (b) + (c)

(a) 当該接続電気通信事業者等の平成 25 年 1 月（予定）末～最終算定月の前月（平成 25 年 11 月予定）の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

= NTT西日本に係る番号単価 (1.24030982 円/月・番号)

× 当該接続電気通信事業者等の各月末（平成 25 年 1 月（予定）末～最終算定月の前月（平成 25 年 11 月予定）の月末）の算定対象電気通信番号の数の合計額

※ 1.24030982 円は、平成 25 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成 25 年 7 月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(b) 当該接続電気通信事業者等の最終算定月（平成 25 年 1 月予定）の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

= {a - b - c - d - e} × f

NTT西日本の補填対象額+案分した支援業務費

3,044,227,658 + 68,476,536 × 3,044,227,658 ÷ 7,363,227,156

…①

最終算定期前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

接続電気通信事業者等の最終算定期の前月（平成 25 年 11 月予定）までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT西日本に係る負担金額の累計額

…②

最終算定期前月までに算定したNTT西日本の「算定期自己負担額」の累計額

NTT西日本の最終算定期の前月（平成 25 年 11 月予定）までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定期自己負担額の累計額

…③

「全接続電気通信事業者等の前年度残余額」の総額

接続電気通信事業者等の前年度の最終算定期の番号単価に同月の算定期対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除してもなお残る額の累計額

…④

NTT西日本の「算定期自己負担額」における前年度残余額に相当する額

NTT西日本の前年度の最終算定期の番号単価に同月の算定期対象電气通信番号の数を乗じて得た額からNTT西日本の前年度の最終算定期の算定期自己負担額を控除してもなお残る額

…⑤

各事業者の最終算定月の番号数の割合

当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成25年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

- ÷ 最終算定月(平成25年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

…①

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余額 = ⑨ - ⑩

前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額

当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成24年12月予定)の番号単価

- × 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成24年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

…②

前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額

$$4,644,186,509 + 55,869,375 \times 4,644,186,509 \div 11,106,321,510$$

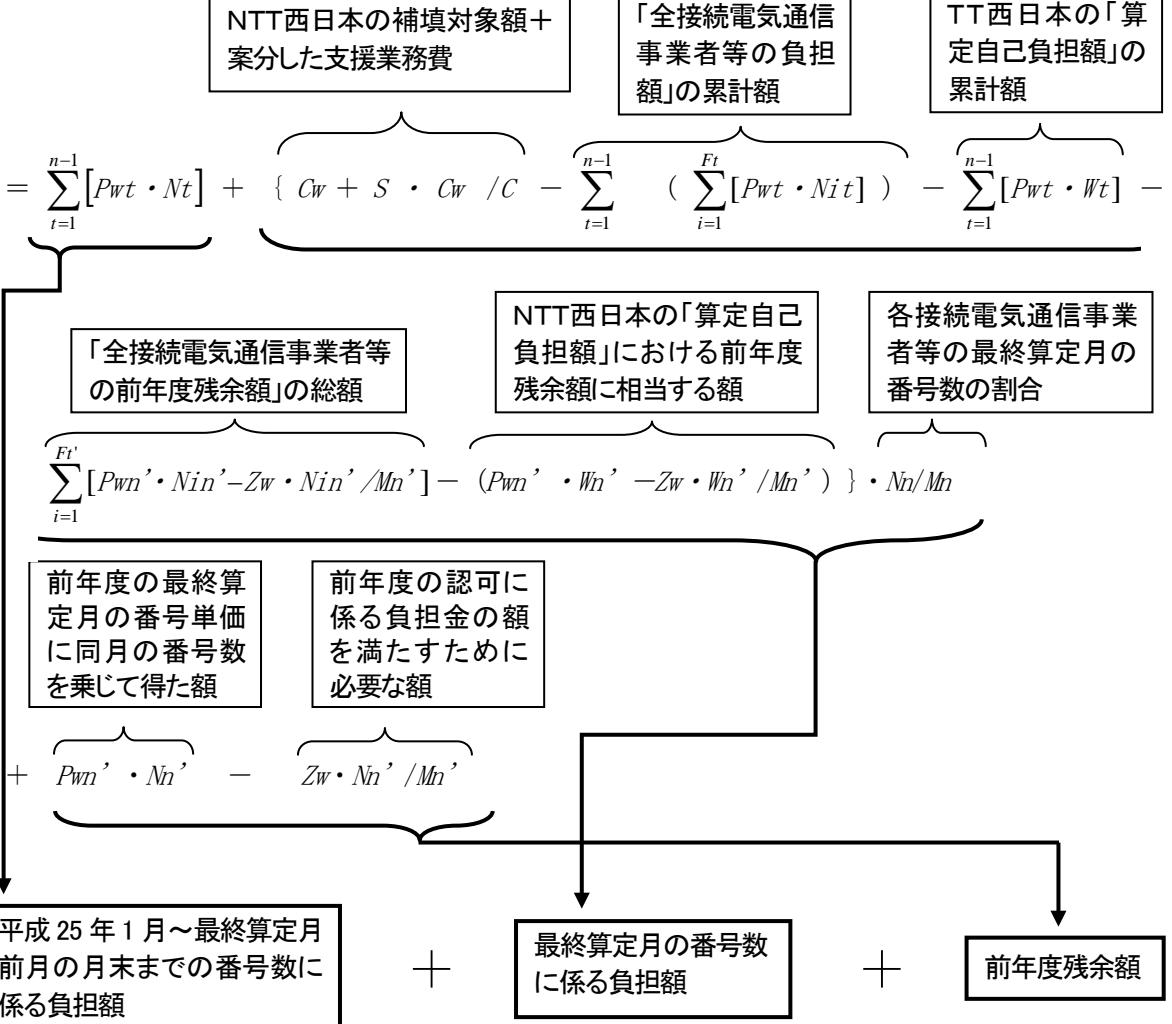
- 接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の前月(平成24年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT西日本に係る負担金額の累計額
- NTT西日本の前年度の最終算定月の前月(平成24年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額
- × 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成24年12月予定)の算定対象電気通信番号の数
- ÷ 前年度の最終算定月(平成24年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

…③

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)

西日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の負担金の額



C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額

[=7,363,227,156 円]

C_w は、西日本電信電話株式会社の補填対象額 [=3,044,227,658 円]

S は、支援業務費の額 [=68,476,536 円]

n は、最終算定月 (=平成25年12月予定。以下、この計算式において同じ。)

t は、各月 (平成25年1月予定～最終算定月)

W_t は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ F_t までの整数値をとる)

N_t は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(N_t は、 $N_{1t}, N_{2t}, \dots, N_{Ft}$ のうちの対応する値をとる)

N_n は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(N_n は、 N_1n , N_2n , …, $N_{Fn}n$ のうちの対応する値)

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

P_{wt} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成25年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成25年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1,240,309.82円／月・番号〕
 n' は、前年度の最終算定月〔=平成24年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（平成24年1月～前年度の最終算定月）

$W_{t'}$ は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

W_n' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$ は、 t' 月の負担事業者数

$N_{it'}$ は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる)

$N_{in'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる）

N_n' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ N_n' は、 N_1n' , N_2n' , …, $N_{Fn}n'$ のうちの対応する値）

M_n' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$P_{wt'}$ は、 t' 月の番号単価〔平成24年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は2,090,785.19円／月・番号、平成24年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1,267,218.40円／月・番号〕

$P_{wn'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Z_w は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補填対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=C_w' + S' \cdot C_w' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{wt'} \cdot N_{it'}]) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{wt'} \cdot E_{t'}]]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額〔=11,106,321,510円〕

C_w' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補填対象額〔=4,644,186,509円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=55,869,375円〕

③ その他算出に係る留意点

- (a) 各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（3%）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。 【算定規則第5条第2項第1号】
- (b) 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「負担金等の額」という。）の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（3%）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。 【算定規則第5条第2項第2号】
- (c) 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。
- (d) 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（平成24年12月）から変更となる場合、tにおいて「平成25年1月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 徴収方法

(1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行う。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負う。

(2) 負担金の額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、基礎的電気通信役務支援機関は以下の事項を通知する。

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金の額の通知については、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

(3) 負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

(5) 支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。

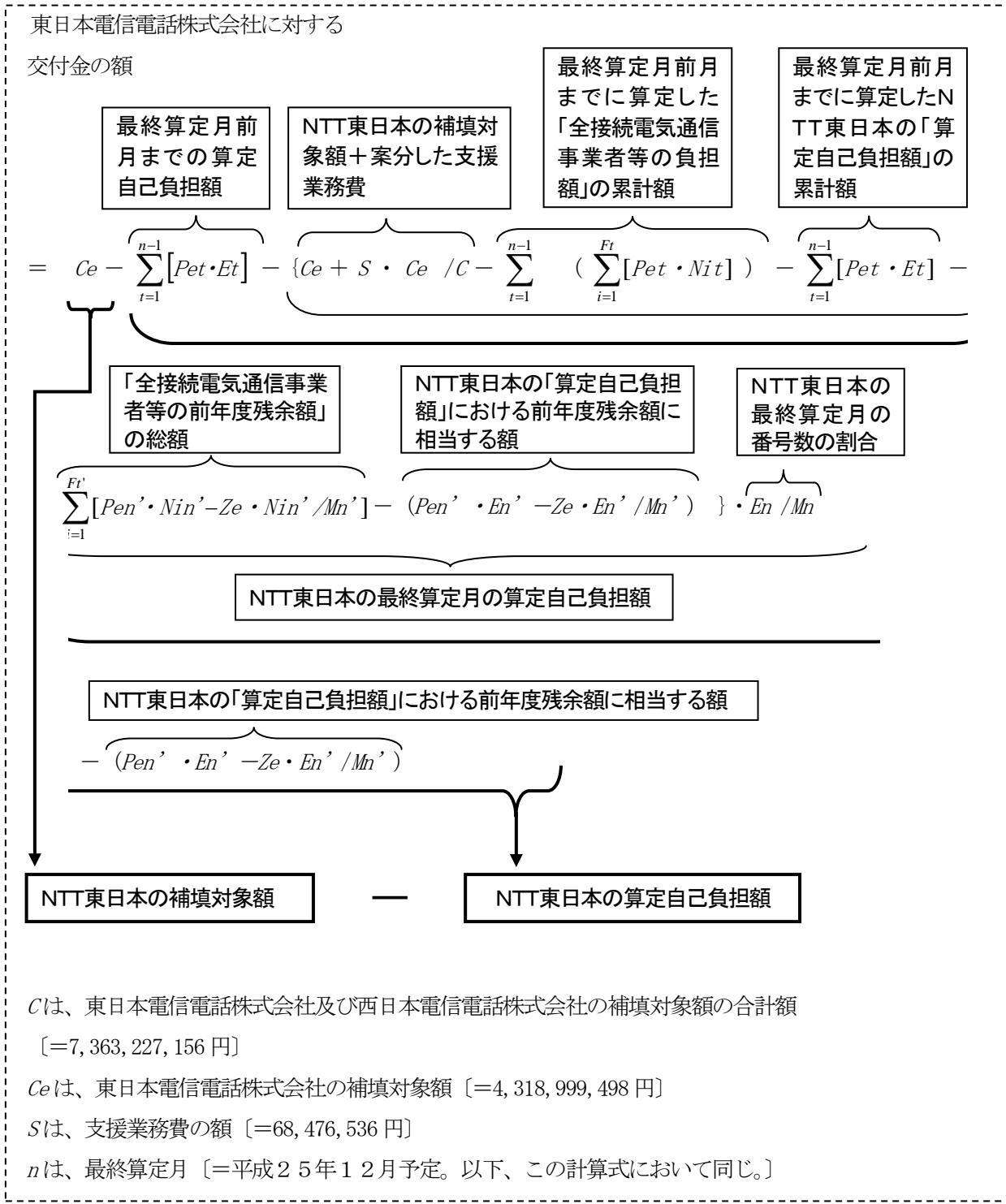
IV 交付金の額及び交付方法

1 交付金の額

(1) NTT東日本に対する交付金の額

= 4,318,999,498 円 (NTT東日本の補填対象額)
- NTT東日本の算定自己負担額

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)



t は、各月（平成25年1月予定～最終算定月）

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En は、 n 月（最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft までの整数值をとる）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成25年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成25年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1,759,690.18円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝平成24年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（平成24年1月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数值をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数值をとる）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔平成24年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は2,909,214.81円／月・番号、平成24年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1,732,781.60円／月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補填対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額〔＝11,106,321,510円〕

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補填対象額〔＝6,462,135,001円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝55,869,375円〕

(2) NTT西日本に対する交付金の額

= 3,044,227,658 円 (NTT西日本の補填対象額)

- NTT西日本の算定自己負担額

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)

西日本電信電話株式会社に対する

交付金の額

$$\begin{aligned}
 & \text{最終算定月前月までの算定自己負担額} + \text{NTT西日本の補填対象額} + \text{支援業務費} + \text{最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額} + \text{最終算定月前月までに算定したNTT西日本の「算定自己負担額」の累計額} \\
 = & Cw - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \{Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pwt \cdot Nit])\} - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \\
 & \underbrace{\left[\sum_{i=1}^{Ft} [Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \right] \cdot Wn / Mn}_{\text{NTT西日本の最終算定月の算定自己負担額}} \\
 & \downarrow \\
 & \text{NTT西日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額} \\
 & - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \\
 & \downarrow \\
 & \boxed{\text{NTT西日本の補填対象額}} - \boxed{\text{NTT西日本の算定自己負担額}}
 \end{aligned}$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額

[=7,363,227,156 円]

Cw は、西日本電信電話株式会社の補填対象額 [=3,044,227,658 円]

S は、支援業務費の額 [=68,476,536 円]

n は、最終算定月 [=平成25年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t は、各月 (平成25年1月予定～最終算定月)

Wt は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn は、 n 月 (最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ F_t までの整数値をとる)

M_n は、 n 月（最終算定期）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

P_{wt} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 25 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成 25 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1,240,309,82 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定期〔＝平成 24 年 1 月～12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（平成 24 年 1 月～前年度の最終算定期）

$W_{t'}$ は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

W_n は、 n' 月（前年度の最終算定期）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$ は、 t' 月の負担事業者数

$N_{it'}$ は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる)

$N_{in'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定期）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる）

$M_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定期）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$P_{wt'}$ は、 t' 月の番号単価〔平成 24 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 2,090,785,19 円／月・番号、平成 24 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1,267,218,40 円／月・番号〕

$P_{wn'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定期）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定期において、西日本電信電話株式会社の補填対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{wt'} \cdot N_{it'}]) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{wt'} \cdot W_{t'}]]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額〔＝11,106,321,510 円〕

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補填対象額〔＝4,644,186,509 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝55,869,375 円〕

(3) その他算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合の交付金の額は、算定規則第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。
- ② 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。
- ③ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（平成24年12月）から変更となる場合、tにおいて「平成25年1月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 交付方法

(1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行う。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負う。

(2) 交付金の額の通知

前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の3箇月後（平成26年3月を予定）までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して交付金の額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知する交付金の額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 交付金の交付期限

毎月の交付金の額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

※ 本件認可に係る交付金は平成26年4月までに交付終了予定

(4) 各月の各適格電気通信事業者に対する交付金の額の計算方法

① 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後（平成26年2月を予定）までの間の交付金の額

$$\text{各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額} \times \left[\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援業務費を補填対象額の割合で案分した額}} \right]$$

② 最終算定月の3箇月後（平成26年3月を予定）の交付金

（負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額

－ 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに支援機関が徴収した当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額）

$$\left(\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額} \times \left[\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援業務費を補填対象額の割合で案分した額}} \right] \right)$$

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合は、以下の金額を控除して交付する。

「①及び②の合計額」－「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、算定規則第22条第1項各号に規定する事由（会社更生法等による更生計画認可の決定、民事再生法による再生計画認可の決定等）が生じた場合、交付金を減額することができる。

ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 支援機関の交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続に係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。